

市の施設の ネーミングライツ・ パートナーが決定

あきる野ルピアとあきる野市民球場のネーミングライツ・パートナーが決定しました。市の施設に企業名などの愛称を付与できるのが「ネーミングライツ・パートナー」です。10月から、看板、市ホームページなどで愛称を使用していきます。

※愛称は、施設の一般的な呼称として用いられるものであり、条例で定める正式な名称を変更するものではありません。

▽市施設(ネーミングライツ・パートナー・愛称)
○あきる野ルピア(株)トラス・トラスルピア)



○あきる野市民球場(有)内田電気商会・内田電気商会グループ・フィールド草花)



▽愛称を付与する期間 10月1日～令和12年9月30日

▽対価 100万円(年額)
※令和7年度と令和12年度の命名権料は、50万円となります。

市の施設に愛称を付けて みませんか

市では、ネーミングライツ・パートナーを随時募集しています。対価として得られた収入等は、施設の持続的な管理、運営等に役立てます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

▽問合せ 企画政策課(直通558・1261、☎0101010101@akiruno-info.tokyo.jp)

あきる野市 市制施行30周年記念 タウンミーティングの 参加者を募集しています

市長が目指す市の将来像等について、市長自らの言葉で市民に伝え、市民の皆さんと語り合うタウンミーティングを開催します。今年度は、市制施行30周年記念事業のキャッチコピー「未来へ繋ごうトカイナカ」にちなんで「未来へ繋ごう あきる野のまちづくり」をテーマとして、皆さんと語り合います。

▽日時・会場 表のとおり

▽申込み期間 9月12日(金)まで

▽申込み方法 電話、メール、電子申請のいずれかの方法で申し込んでください。メールでの申込みの場合、名前、年齢、住所、電話番号、連絡用メールアドレス、参加希望日・会場をご記入の上、お送りください。

※当日、お子さんの保育が必要の方は、申込時に保育を希望されるお子さんの年齢と人数、特別な配慮等が必要な場合はその旨をお伝えください(年齢は、満1歳以上の未就学児とさせていただきます)。

9月と10月は 「行政相談月間」

道路、社会福祉、医療保険などの行政全般について「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がある方は、ご利用ください。

▽行政苦情110番(総務省行政相談センター)きくみみ東京(☎0570・090110、03・5331・1761)

▽市の行政相談(予約制) 毎月第4水曜日 午後1時30分

▽対象 市内在住・在勤の18歳以上の方

※参加は、1人1回とし、参加者ご本人の申込みに限ります。

▽定員 各回20人程度(抽選)

※抽選結果は、申込者全員に通知します。

▽申込み・問合せ 企画政策課(直通558・1261、☎0101010101@akiruno-info.tokyo.jp)

▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)

「年金生活者 支援給付金制度」 請求手続きはお早めに



市では、小学校児童の登下校時の見守りや安全確保を支援する交通安全推進員の業務を、あきる野市シルバー人材センターに委託しています。交差点等には日陰が少ないことから、熱中症から身を守るために、業務中に安全ベストに加えて、麦わら帽子やサングラス等を着用する場合があります。

▽交通安全推進員に関する問合せ(公社)あきる野市シルバー人材センター(☎558・1414)

▽問合せ 教育総務課教育総務係

敬老のお祝いに記念品を 贈呈いたします

市では75歳と88歳を迎える方に、節目のお祝いとして、記念品をお贈りします。

▽対象者 8月1日時点で、市内に住居票があり、4月1日から令和8年3月31日までの間に75歳(昭和25年4月1日から昭和26年3月31日までに生まれた方)と88歳(昭和12年4月1日から昭和13年3月31日までに生まれた方)を迎えられる方

▽配布時期 9月中旬頃から順次発送予定

▽問合せ 高齢者支援課高齢者支援係(直通558・1953)

NHK東京落語会 公開番組が放送されます

市制施行30周年記念事業のNHK東京落語会の公開番組収録が、7月11日(金)にS&D秋川キラホールで実施されました。収録の内容は、「日本の話芸(Eテレ)」で放映されます。当代一流の落語家による至芸をお楽しみいただけます。

▽放送予定 各回、午後2時～午後2時29分

●9月7日(日)：三遊亭遊雀「三枚起請」

●9月14日(日)：瀧川鯉昇「ちりとてちん」

※放送予定日は、変更になる場合があります。

▽問合せ 企画政策課(直通558・1261)

調整給付金(不足額給付分) の申請手続きはお済みですか

令和6年度に実施した調整給付の給付額に不足が生じる方等に追加で給付を行っています。

▽対象世帯 ●令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

●本人、扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

▽申請方法等 給付対象者にはお知らせを送付しました。内容を確認し、必要な手続きをしてください。

▽申請期限 10月31日(金)(消印有効)

▽申請・問合せ 生活福祉課生活福祉係(直通533・3069)

日時	会場
10月5日(日) 午前10時～11時30分	あきる野ルピア産業情報研修室 ※お子さんの保育付き(無料)
10月6日(月) 午後6時30分～8時	フレア五日市 中のひろば
10月28日(火) 午後6時30分～8時	横川観光ファインプラザ 第3研修室
11月5日(水) 午後7時～8時30分	市役所5階503会議室

電子申請



市税などの納付を口座振替にしてみませんか